姫路市長 清元 秀泰

# 令和5年度姫路市放課後等デイサービス等新規開設サポート事業について

平素は本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の助成事業につきまして、下記のとおり実施いたしますので、本制度を活用し放課後等 デイサービス及びタイムケアを開設されるご意向がある場合は、申請書類をご提出くださいますよう お願いいたします。

なお、令和5年度より補助対象者の要件を緩和し、放課後等デイサービス事業所又はタイムケア事業所を単独で開設しようとする法人に対しても補助を行います。

記

## 1 助成事業の概要

	市内において、次のいずれかに該当する、放課後等デイサービス事業所又はタイムケア事業所を				
	新規開設する事業者				
	ア 放課後等デイサービス事業所を開設する事業所				
(1) 助成対象	成対象 イ 主たる対象が重症心身障害児である放課後等デイサービスを行う事業所				
	ウ 定員5人以上のタイムケア事業所を開設する事業所				
	※ アについては、市内を4地域に分割し、それぞれに4事業所を上限とします。詳細は別紙の1を				
	ご参照ください。				
	放課後等デイサービス又はタイムケアを新規開設するに当たって要する下記の経費				
	① 既存建物に設置する消防設備整備費				
(2) 助成対象	・・・・・・・ ② 既存建物のバリアフリー等改修経費				
経費	③ 事業所借上げ初期経費(住宅借上げに伴う敷金・礼金)				
	④ 車両購入又は改造経費				
	※ 助成対象経費の詳細は別紙の2をご参照ください。				
	1事業所につき、実支出額と下記の助成基準額のいずれか低い額に 1/2 を掛けた額の合計額(千				
	円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)				
	(1)のア、イの場合				
		助成基準額	補助	助成金額の	
			率	上限額	
(3) 助成金額	①消防設備整備費 及び②バリアフリー等改修経費	2,000 千円	1/2	1,000 千円	
	③事業所借上げ初期経費				
	④車両購入又は改造経費	1,000 千円		500 千円	
		•			
	(1)のウの場合				

	助成基準額	補助	助成金額の
		率	上限額
①消防設備整備費及び②バリアフリー等改修経費	1000 ТП		500 千円
③事業所借上げ初期経費			
④車両購入又は改造経費	500 千円		250 千円

- ※ ③については、70 千円に放課後等デイサービス及びタイムケアの定員の数を乗じて得た額を上限とする
- ※ ④については、助成対象外となる地域があります。(別紙の2をご参照ください。)
- ※ 助成対象になるかどうか疑義がある場合は、障害福祉課へお問い合わせください。

#### 2 注意いただくこと

- (1) 放課後等デイサービス又はタイムケアの開設について
  - ・事業所指定を受けるにあたっては、法人格の取得や人員・設備等の諸要件を満たす必要がありますので、開設を検討する場合は事前にご相談ください。

【指定申請·要件については、監査指導課 (TEL: (079) 221-2490) へ】

・事業所指定を受けるにあたっては、都市計画法(市街化調整区域による制限等)、建築基準法 (用途変更等)、消防法(消防設備基準等)及びその他関係法令に関する基準に適合している必要があります。

#### (2) 助成金について

- ・<u>助成金の交付は予算の範囲内を限度としますので、希望事業者が多数の場合は、調整により助</u> 成額が減額又は不交付となる場合があります。
- ・助成金を受ける場合、必ず<u>事業着手前(工事及び購入開始前</u>)に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。別紙の「助成事業協議フロー」のとおりに手続きがされない場合、当事業の助成対象となりませんのでご注意ください。
- ・令和5年度の助成を受けるためには、令和6年1月末までに開設についての事前相談をしたう えで、必ず<u>令和6年2月29日までに</u>助成金の申請をしてください。また、<u>令和6年3月31</u> 日までに事業の全てを完了していただく必要があります。
- ・助成金を受けて設置した設備等については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚労省告示第384号)で定められる期間についてはその処分について制約を受けます。
- ・助成対象経費について消費税及び地方消費税に係る仕入額控除をした場合、当該仕入控除税額を返納いただくことがあります。
- ・建物の一部のみを放課後等デイサービス又はタイムケアとして利用する場合、その部分のみが 助成対象となります。

### 3 申請に必要な書類

- ・協議様式 ・(様式1)協議書総括票 ・(様式2-1)個票 ・(様式2-2)対象経費内訳
- 助成金交付申請書(様式第1号)

- ・収支予算書、事業計画書
- ・工事費・車両購入費等の見積書(<u>三者見積</u>)、賃貸借契約書等の対象事業にかかる金額が確認で きる書類
- 事業所の図面
- ※障害福祉課へ事前にご相談の上、上記の書類を提出してください。
- ※車両購入費等の見積書については、同等品での見積もりを可としますが、規格等をできる限り合わせてください。また、同等品とする場合は、カタログ等規格が分かる書類を添付してください。
- ※その他、事業の実施の確認のため別途書類の提出をお願いする場合があります。

### 4 添付書類

- (1) 令和5年度姫路市放課後等デイサービス等新規開設サポート事業 通知文(本紙)
- (2) (別紙) 助成事業協議フロー
- (3)協議様式
- (4) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (5) 収支予算書、事業計画書
- (6) 姫路市放課後等デイサービス等新規開設サポート事業助成金交付要綱
- ※ 事業の概要、申請様式等は市ホームページへも掲載しています。

https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000020503.html

【担当】 姬路市障害福祉課 請求担当 〒670-8501 姬路市安田四丁目1番地

電話:(079)221-2454 FAX:(079)221-2374

## 姫路市放課後等デイサービス等新規開設サポート事業の助成対象経費について

1 定員5人以上のタイムケア事業所を併設する放課後等デイサービス事業所については、市内を下表 に掲げる小学校・義務教育学校区に区分し、それぞれに先着順で4事業所を上限とします(先に交付 申請が完了したものを優先します)。

	<del>-</del>
地域	小学校·義務教育学校区名
中部	白鷺、野里、城東、東、船場、城西、城乾、高岡、安室、安室東、高岡西、城北、広峰、水
	上、增位、城陽、手柄、荒川、飾磨、津田、英賀保、高浜、家島
東部	花田、四郷、御国野、別所、谷外、谷内、砥堀、豊富、山田、船津、妻鹿、白浜、八木、糸
	引、的形、大塩
西部	白鳥、太市、青山、広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂、網干、旭陽、勝原、余
	部、網干西
北部	上記以外

2 助成対象となる経費について、助成対象は下表のとおりです。

区 分	内 容	助成対象経費
①消防設備整備費	既存建物に設置する消防用設備等の	消火器、屋内消火栓設備、スプリンク
	整備のために要する経費	ラー設備、自動火災報知設備、漏電火
		災警報器、消防機関へ通報する火災
		報知設備、誘導灯及び誘導標識、防
		<u>炎カーテン、防炎絨毯</u>
②バリアフリー等改修	 既存建物のバリアフリー等の改修のた	手すりの取り付け、床段差の解消、滑
経費	めに要する経費	り防止及び移動円滑化のための床材
		の変更、引き戸等への扉の取替え、洋
		式便器への取替え、その他事業の実
		施に要する改修
③事業所借上げ初期	アパート、一般住宅等を借り上げるた	<u>敷金、礼金</u>
経費	めに要する経費。ただし、賃貸借期間	
	の終了に伴い補修分を差し引くなどし	
	て返金されるものを除く。	
④車両購入又は改造	送迎に使用するための車両の購入又	事業者名義の車両の購入又は改造
経費	は改造に要する経費。ただし、別紙第	
	1の中部地域に放課後等デイサービス	
	事業所(重心型放課後等デイサービス	
	を行う事業所を除く。)を開設する場合	
	<u>を除く</u> 。	

※③について、「賃貸借期間の終了に伴い補修分を差し引くなどして返金されるもの」(退去時に返金される敷金等)については対象経費から除きます。返金されない金額について、賃貸の契約書への記載が必要です。